

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

## The Right to Self-Determination of Palestinian People and the Oslo Agreement ( I )

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1998-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1673">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1673</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# パレスチナ人民の自決権とオスロ合意（上）

家 正 治

はじめに

## I. パレスチナ人民の自決権

1. 委任統治制度と主権論
2. 国連総会の分割決議
3. 安保理決議242と総会決議3236
4. パレスチナ国家の独立宣言（以上本号）

## II. オスロ合意とその履行

1. オスロ合意とその内容
2. 原則宣言の法的位置
3. 原則宣言とその後の展開

おわりに

はじめに

1989年11月、東西対立の象徴ともいうべき「ベルリンの壁」が崩壊し、また同年12月には米ソ両首脳がマルタで冷戦の終結を宣言した。世界は力の対決から協調へと大きく転換したが、なお中東や朝鮮半島のように冷戦構造が残存している地域が存在している。

しかし、朝鮮半島に関しては、朝鮮民主主義人民共和国とアメリカ合衆国との間の政府級会談が1993年6月2日から11日までニューヨークで行なわれ、両国間につぎのような諸原則を内容とする朝・米共同声明が同11日合意された。

一．核兵器を含む武力を使用せず、こうした武力で威嚇も行なわないことを保証する。

一．全面的な保障措置適用の公正性保障を含み朝鮮半島の非核化、平和と安

全を保障し、相手側の自主権を相互尊重し、内政に干渉しない。

一、朝鮮の平和的統一を支持する。

以上のように、現代国際法のもっとも大きな特徴である「武力による威嚇又は武力の行使」の禁止を、しかも核兵器の不使用を含めて合意し、また国際法のもっとも基本的権利である相互の主権とその裏がえしてしての内政不干渉について合意し、さらに朝鮮人民には大きな関心事である平和的統一についても言及された。さらに、同声明は、「こうした原則に準じて朝・米両政府は、平等かつ公正な基礎のうえで対話を継続することで合意した」と宣言している<sup>(1)</sup>。その後、両国間の関係は2歩前進一歩後退を繰り返しながら改善に向っている。このように冷戦終息のインパクトが朝鮮半島にも及ぼうとしている。

それでは中東は如何であろうか。中東問題の中核はパレスチナ問題である、ということがしばしば指摘される場所である。1993年9月9日、イスラエルのラビン首相とPLOのアラファト議長との間に書簡がとり交され、相互承認を行なった。4日後の13日、イスラエル政府とPLO代表は、ワシントンで暫定自治原則に署名した。ラビン首相のアラファト議長に対する書簡や同原則宣言は、パレスチナ解放機構（PLO）をパレスチナ人の代表として承認した。この合意はパレスチナ問題の解決にとりどのような意味をもち、また最終的な和平合意に達しうるものとして評価されうるのかどうか検討されなければならない。以上の合意は、パレスチナ問題というこれまでの長い過程の上において生み出されたものであり、とりわけその過程における集積の最たる問題はパレスチナ人民の自決権の問題であった。本小稿は、パレスチナ人民の自決権の承認に係わる大きな節目となった諸文書を取り上げて、それらの展開の上でオスロ合意はどのような位置を占めるのか、またその履行はどのような手順となっているのか、またその後の具体的な展開はどのようなものか、を考察することを目的としている。

(1) 『月刊朝鮮資料』1994年12月所収。

## I. パレスチナ人民の自決権

国連憲章は、第1条2項で、「人民の同権及び自決の原則の尊重」を定め、また第55条においても同じ文言を掲げている。これらの規定をもって、自決権が実定国際法としての権利として承認されたのかどうか議論のあるところである。そこで言及されているのは「尊重」であるにすぎない。さらに、決定的なことは、憲章は「第11章 非自治地域に関する宣言」を行ない、非自治地域の領有を認め、またこの制度の目的として「自治」についてしか言及していない。また、憲章は自決権を法的権利として承認しているものとするれば、その履行確保のための手続についても規定していたであろう。したがって、憲章の自決の規定は政治的・道徳的原則であると考えざるを得ず、自決権の法的権利性の承認は1960年に国連総会が植民地独立付与宣言を採択したその後の展開まで待たなければならなかった。

### 1. 委任統治制度と主権論

以上のように、自決権が法的権利として承認されたのは1960年以降のことである。しかし、それは一般国際法上の法規としてのことであって、国際条約で特定の地域の人民について自決権が規定されている場合は別である。後述のように、1988年11月15日、第19回パレスチナ民族評議会(PNC)はパレスチナ国家の独立宣言を行なったが、その中で「パレスチナ人は独立を禁じられ、新たな形の占領に屈し、パレスチナには人が住んでいないなどと言われたが、1919年の連盟憲章22条及び1923年のローザンヌ条約は、パレスチナ人はオスマン帝国から解放された他のアラブ人達と同様に自由かつ独立した民族として暗黙に認めている」と宣言している<sup>(2)</sup>。

第1次世界大戦におけるヨーロッパの戦勝国にとって一つの大きな問題は、オスマン・トルコ帝国の支配の下にあった地域の政治的地位の問題であった。

---

(2) 『月刊中東研究』 No.325 (1988年12月) 所収。

平和条約の枠組となった米国大統領ウィルソンの「14カ条」は、パレスチナの自決にかかわるものとして、その第12項で、「現在のオスマン・トルコ帝国のうちのトルコ人居住地域は、確実な主権が保障されるべきである。しかし、現在トルコの支配下にある他の諸民族には、生命の確実な安全と、自治的發展の絶対的に障害のない機会が保障されなければならない」と宣言していた。<sup>(3)</sup>しかし、パリ講和会議は、ベルサイユ条約の構成部分として署名された国際連盟規約によってこれらの地域は国際連盟の委任統治制度の下におかれ、パレスチナも英国を受任国とする同制度の下におかれた。

委任統治地域は、人民の發達の程度、領土の地理的地位、經濟狀態その他の事情により、A式、B式およびC式に分けられた。B式には旧独領アフリカが、C式には旧独領太平洋諸島などが置かれ、これらの地域については受任国はその領土の構成部分として統治し、ほとんど併合とかわらないものであった。しかし、A式におかれたパレスチナなどの旧トルコ領中東地域は、国際連盟規約第22条4項によれば、「独立国トシテ仮承認ヲ受け得ル發達ノ程度」に達していることを認め、受任国はその施政が自立するまでその施政について助言と援助を与えることになっており、また受任国の選定については当該部族の希望を主として考慮することになっていた。このように、A式委任統治地域の「部族」については、連盟規約は一定の制限はあったが、自決権を承認していたと解されるのである。

委任統治時代、委任統治地域の主権の帰属問題に関する論議が闘わされた。パレスチナに対する主権問題に関して、(イ) 主権は委任状の規定により受任国に移譲されたとする見解、(ロ) 主権は国際連盟に委ねられたとする見解、(ハ) 主権は委任統治の間は未決定のままにおかれ、将来の解決に委ねられているとする見解、(ニ) 主権は委任統治地域の住民にあるとする見解が主張された。<sup>(4)</sup>

---

(3) 江口朴郎著『帝国主義の時代』岩波書店、156-159頁参照。

(4) *The Legal Status of the West Bank and Gaza*, United Nations, 1982, pp. 4-6.

主権の帰属問題の側面から論ずる場合、パレスチナに適用される国際連盟規約第22条4項を基礎にして考察される必要があろう。委任統治制度自体が国際連盟規約に基づいて設けられたものであり、パレスチナに関する委任状も第22条を基礎としてその制限に服するものである。この点から、パレスチナ人がその土地に対する主権を保有していたとする委任地域住民主権説または委任地域主権説が法的正統性を有していると判断される。もっとも、委任地域の人民が主権を有しているにしても、受任国である英国に施政権が委ねられていたことから、パレスチナ人の主権の完全な行使（この場合自決権の行使に相当する）は一定の制限を受けていたことは認めなければならないであろう。

## 2. 国連総会の分割決議

1988年11月15日の第19回パレスチナ民族評議会(PNC)において行われたパレスチナ国家の独立宣言は、パレスチナ分割決議（国連総会決議181（Ⅱ））に触れて以下のように述べている。「パレスチナ分割を決議した国連決議181号の後も、パレスチナ人は自決権を得ることができなかったが、同決議は今日でも依然として、パレスチナ人の主権と独立の権利を保障する法的条件を確保している。」このように、独立宣言は分割決議を評価して、独立の法的根拠としている。それでは、分割決議とはどのような内容のものであり、採択当時どのようにアラブ側では一般に位置づけられていたのであろうか。

1947年11月、国連総会はパレスチナをユダヤ国家とアラブ国家の2つに分割し、エルサレムを国連の施政権者とする国際信託統治制度の下におき、これら3地域を経済的に連合させようとする分割決議を賛成33、反対13、棄権10で採択した。この決議案に、米国、旧ソ連、フランス等は賛成し、アラブ諸国は反対した。なお、イギリスは棄権した。分割決議は、ユダヤ人が人口全体の約3分の1であったが、パレスチナ領土の56%をユダヤ国家に割り当てており、全体からみるとこの分割決議はユダヤ人側に有利なものであった。

（5）外務省情報文化局編集、『中東紛争—その背景と現状』世界の動き社、42頁。

分割決議が国際法上有効であるか無効であるかをめぐって、国際法学者の見解は分かれている。無効だとする学者は<sup>(6)</sup>、国連総会は憲章上領域の帰属について決定を下す権限を有していないこと<sup>(7)</sup>、分割決議は内容的にパレスチナ人の自決権を侵害していること、分割決議はパレスチナに関する委任状と抵触していること、などを指摘する。

しかし、1980年代に入ると、国連総会の分割決議を採択する権限を否定する学者の中にも、同決議を評価すべき側面があるとする見解が打ち出されたり、また同決議を積極的に解してパレスチナ人民の自決権を引き出そうとする主張が登場する。その代表的な見解は Henry Cattan 氏であり、当初分割決議の無効性を主張していたが、1980年に入ると分割決議に関して以下のように論じている。分割決議の領土規定の効果的な履行は同決議によりユダヤ国家として設定された地理的境界を越えて獲得したすべての領土から撤退するイスラエルの義務を伴うとし、イスラエルは同決議の履行に抵抗する権利をもたないとする。この見解は以下の3つの考慮からなっているとす。

- (1) イスラエルはその誕生および存在を同決議に基づけている。
- (2) イスラエルは同決議を越えて獲得した領土に対しなんらの権限も有していない。また、1967年に獲得した領土に撤退するイスラエルの義務を限定することは誤りである。
- (3) 分割決議は、イスラエルおよびアラブ諸国間の1948年および1967年の戦争によって無効にされておらず、その有効性に影響はない。

そして、同決議の履行は、以下の重要な結果を達成するとして、

- (1) パレスチナ難民の3分の2が帰還可能となる。
- (2) 同決議によって、パレスチナ国家の建設を可能とする。

---

(6) 例えば、分割決議の無効性を主張するものとして、パレスチナ生まれの国際法学者、Seif El-Wady Romahi, *International Law and the Palestine Question*, Biblio, 1979 参照。

(7) 国連がこのような分割を勧告および実施する権限があるか否かについての法律問題について、国際司法裁判所の勧告的意見を求めるべきだとするアラブ諸国の提案は、総会の下に設けられたアド・ホック委員会において21対20、棄権13で否決された。

(3) 同決議の履行は、イスラエルの支配・抑圧からパレスチナ人の3分の1を解放する、を指摘している。<sup>(8)</sup>

それでは、分割決議と国連総会の権限との整合性をどのように考えるべきであろうか。憲章第10条は、総会が憲章の範囲内にある問題・事項について討議し勧告することができるという一般的権限を認めている。また、第14条は、総会が諸国家間の友好関係を害する虞れのある事態について平和的調整のための措置を勧告することができるとする権限を認めている。したがって、総会の権限は広範であり、総会は委任状に関する事項を審議し、勧告することは可能であるとの解釈に立つことになりうるであろう。

### 3. 安保理決議242と総会決議3236

1967年6月、第3次中東戦争が勃発し、その戦闘でイスラエルは自国領土の約3倍余の面積を占領した。1967年11月の国連安全保障理事会はイギリス提案の決議案を満場一致で採択した。これが中東問題の政治的解決にとっての基礎であるともいわれている安保理決議242である。<sup>(9)</sup> その全文は以下のとおりである。

安全保障理事会は、

中東における重大な事態について引き続き憂慮を表明し、

戦争による領土取得が認められないこと、および同地域のすべての国が安全に生存できる公正かつ永続的平和のために努力する必要があることを強調し、

更に、すべての加盟国が国連憲章を受諾するに当たって憲章第2条に従って行動する義務を負っていることを強調し、

---

(8) Henry Cattán, 'The Implementation of the United Nations Resolutions on the Question of Palestine', *The United Nations and the Question of Palestine; A Compilation of Essays 1980-1982*, 1983, pp. 9~24. なお、無効論を主張していたものとして、Henry Cattán, *Palestine and International Law*, 1973, pp. 42-56.

(9) 外務省情報文化局編集、前掲書、56-59頁。なお、決議の訳文を同書による。



1. 憲章の諸原則の履行のためには、次の両原則の適用を含むべき中東の公正かつ永続的平和の確立を必要とすることを確認する。
  - (i) 最近の紛争において占領された領土からの軍隊の撤退
  - (ii) あらゆる交戦の主張ないし交戦状態の終結、ならびに同地域のすべての国の主権、領土保全および政治的独立および武力による威嚇または武力の行使を受けることなく安全な、かつ承認された境界の中で平和に生存する権利の尊重と確認
2. 更に次の諸点の必要性を確認する。
  - (a) 同地域における国際水路の航行の自由を保証すること
  - (b) 難民問題の公正な解決を達成すること
  - (c) 非武装地帯の設定を含む諸措置によって、同地域のすべての国の領土不可侵と政治的独立を保証すること
3. 事務総長に対して、この決議の条項と原則に従って合意を促進し、平和的な、かつ受諾された解決に到達するための努力を援助するために、関係国と接触を確立し維持するため、中東に赴く特使を任命するよう要請する。
4. 事務総長に対して、特使の努力の進捗ぶりについてできるだけ速やかに安保理に報告するよう要請する。

PNCがパレスチナ国家の独立宣言を行なった日の前日の1988年11月14日、PNCは政治声明を採択した。その声明の中で、以下のことが述べられている。「中東問題の根源たるパレスチナ問題解決のため、国連監視のもと、安保理常任理事国及びPLOを含む当事者が参加する国際会議を開催する必要性。この国際会議は安保理決議242号、338号と共に、自治権を含むパレスチナ人の諸権利の保証、民族自決に関する国連憲章の原則、及びパレスチナ問題に関する国連諸決議の尊重を基礎とする<sup>(10)</sup>こと」。ここでは安全保障理事会

(10) 『月刊中東研究』No.325（1988年12月）54-55頁参照。

決議242の尊重について言及されている。同決議はパレスチナ人民の自決権について触れられておらず、難民問題としか扱っていないことが指摘される場所である<sup>(11)</sup>。しかし、同決議は、イスラエル軍の撤退（もっとも「最近の紛争において占領された領土」に限定されており、分割決議の定める範囲ではない）を求めていることに示されるように、同決議の履行はパレスチナ国家の建設にとっての条件を生み出すものではあるといえるであろう。

1973年10月、第4次中東戦争が勃発した。1974年の第29回総会は、「パレスチナ問題」の議題をとり上げ、3つの決議を採択した。その一つは、総会決議3236（XXIX）であり、その全文は下記のとおりである<sup>(12)</sup>。

総会は、

パレスチナ問題を審議し、

パレスチナ人民の代表であるパレスチナ解放機構の発言を聴取し、

また、本件討議中に行なわれた他の発言をも聴取し、

パレスチナ問題の公正な解決がまだ達成されていないことを深く憂慮し、かつパレスチナ問題が依然として国際の平和と安全を危うくしていることを認め、

パレスチナ人民が国連憲章にもとづき自決の権利があることを認識し、

パレスチナ人がその不可譲の権利、とくにその自決権の享受を妨げられていることに重大な憂慮を表明し、

憲章の目的と原則に従い、

パレスチナ人民の自決権を確認する関係総会決議を想起し、

1. 以下の事項を含む、パレスチナにおけるパレスチナ人民の不可譲の権利を再確認する。

(a) 外部からの干渉のない自決の権利

(b) 民族独立と主権の権利

---

(11) 外務省情報文化局、前掲書、58頁。

(12) 前掲書、208-209頁参照。

2. 追放され奪われた郷里と財産に復帰するパレスチナ人の不可譲の権利をも再確認し、かつ彼等の復帰を要請する。
3. パレスチナ人民のこれら固有権の十分な尊重と実現は、パレスチナ問題の解決のため不可欠であることを強調する。
4. パレスチナ人民が中東の公正かつ永続的平和達成のため、主要当事者であることを承認する。
5. 更に国連憲章の目的と原則にもとづくあらゆる手段により、その諸権利を回復するパレスチナ人民の権利を承認する。
6. 全ての国家と国際機関に対して、国連憲章にもとづき、諸権利を回復するパレスチナ人民の闘争に支持を与えるよう訴える。
7. 事務総長に対し、パレスチナ問題に関する全ての事項についてパレスチナ解放機構と接触を確立するよう要請する。
8. 事務総長に対し、本決議の履行について第30回総会に報告するよう要請する。
9. 「パレスチナ問題」を第30回会期の仮議題に含めることを決定する。

なお、「パレスチナ問題」に関する他の2つの決議の1つは、パレスチナ人民はパレスチナ問題の重要な当事者であるとして、パレスチナ人民の代表であるPLOを総会本会議のパレスチナ問題審議に参加するよう招請するものである（総会決議3210（XXIX））。もう1つ決議は、PLOが総会および国連が主催する国際会議にオブザーバーの資格で参加するよう招請するものである（総会決議3237（XXIX））。

安保理決議242はイスラエル軍の撤退等に示されるようにパレスチナ国家の建設への障害の条件をとり除くものと解釈するにしても、パレスチナ人民の自決権を明文で規定しておらず、パレスチナ問題の解決にとっての基礎としては大きな問題を残していた。しかし、総会決議3236は、パレスチナ人民の独立国家樹立の権利を含む自決権を再確認し、パレスチナ人民が中東の公

正かつ永続的な平和への主要な当事者であることを認めるとともに、さらに PLO をパレスチナ人民の代表と認めた。このような発展の延長として、翌 1975年の第30回総会は、パレスチナ人民の不可譲の権利の行使を可能にする履行計画を作成する任務を有する226国からなる「パレスチナ人民の不可譲の権利に関する委員会」を設置した（総会決議3376 (XXX)）。

#### 4. パレスチナ国家の独立宣言

1988年11月15日、アルジェで開催された第19回パレスチナ民族評議会 (PNC) は、パレスチナの土地にエルサレムを首都とするパレスチナ国家を樹立することを宣言した。独立宣言<sup>(13)</sup>では、「パレスチナ国は、世界中のパレスチナ人のもので、彼等はそこで国民的、文化的アイデンティティーを發展させ、平等な権利を樹立することができる。そこでは思想の自由、政党形成の自由、多数による少数の権利保護と少数者の多数決による決議の尊重、社会的公正、人権・宗教・皮膚の色・性による差別の禁止を基礎とする議会制民主主義、及び法の支配と裁判の独立を確保する憲法の枠内で政治的・宗教的信条、人権の尊重が保証される」と宣言する。また、続けて「パレスチナ国家はアラブ民族から分離不可能であり、それ故アラブ連盟憲章の諸原則尊重を確認し、国連憲章とその精神、世界人権宣言及び非同盟中立原則の尊重を声明する」としている。

同年12月15日、第43回総会は、総会決議43/177において、PNCによるパレスチナ国家の宣言を「承認し(acknowledge)」、また1967年以降占領されている領土に対するパレスチナ人民の主権の行使を可能にする必要を確認した。また、総会は、国連のシステム内でPLOのオブザーバー資格と機能を損ねることなく、それまで用いていた名称「パレスチナ解放機構 (Palestine Liberation Organization: PLO)」に代えて「パレスチナ (Palestine)」の

---

(13)『月刊中東研究』No325 (1988年12月)。

名称を用いることにした。同決議は、賛成104、反対2（イスラエル、米国）、棄権36で採択された。

これまでの国連の実践活動の中で、永続的な住民や一定の確立した領域を有しており、また実効的な支配を確立していても、人権や自決権を侵害していることから、国家や政府を国連が非難したり否認したり、また承認しないように加盟国に要請した事例は存在した。いわゆる国家不承認の事例としては、南ローデシア、トランスカイをはじめとする南アフリカのバンツースタン（「ホームランド」）、北キプロスの「独立」の場合である。<sup>(14)</sup> これらは、国連による不承認政策（不承認主義）によるものであるが、「パレスチナ国家（State of Palestine）」に対する承認政策（承認主義）というより一層積極的な国連の対応である。1947年の分割決議によって、国連総会は「ユダヤ国家」と並んで「アラブ国家」を認めるものであったが、その決議にはアラブの諸国は反対した。しかし、今回のパレスチナ国家についてはアラブ諸国を含めて国連加盟国の圧倒的多数がこれに賛成した。<sup>(15)</sup>

国家の構成要素として、一定の領土、定住する住民、さらに住民に対して外部からの支配に対して実効性を保有する政府が存在することが必要である。まず領土に関し、独立宣言や政治声明が、分割決議に法的根拠を求めたことから同決議の「アラブ国家」とされた地域であると考えられるが、また安全保障理事会決議の受入れを表明していることから「最近の紛争において占領された領土」である西岸およびガザ地区であるとも考えられる。この問題は、政治声明が「中東問題の根源たるパレスチナ問題解決のため、国連監視のもと、安保理常任理事国及びPLOを含む当事者が参加する国際会議を開催す

---

(14) 桜井利江「国際機構と国家承認——国連による国家不承認をめぐる事例を素材として——」内田久司先生古稀記念論文集『国際社会の組織化と法』信山社所収参照。

(15) パレスチナ国家を承認した国は、*The Question of Palestine 1979-1990*, United Nations, 1991. によれば、アフリカ、アジア、ヨーロッパおよびラテンアメリカの約100カ国が承認した。また、中国、オーストリア、東独（当時）などがPLO執行委員会の要請に基づき、PLO事務所を「パレスチナ国家大使館」に昇格させた。『月刊中東研究』No327（1989年2月）8頁および46頁参照。

る必要性」について言及しているように、中東和平国際会議の中で明確な領域は画定されることを想定していたものと考えられる。しかし、一定の領土が存在することは明確である。つぎに、住民の存在であるが、総会決議3236 (XXIX) が、「追放され奪われた郷里と財産に復帰するパレスチナ人の不可譲の権利」を再確認していることに示されるように、その存在も明らかである。

もう一つの要素の政府の存在であるが、独立宣言が発表された同日に PNC は、「暫定政府樹立に関する決議」を採択している。その内容は以下のとおりである。<sup>(16)</sup>

1. 事態の進展に応じ、可能な限り速やかにパレスチナ国家に暫定政府を設立すること。
2. PLO 中央評議会と執行委員会は暫定政府設立の日時を決定する任務を負う。執行委はこの政府を設立し、これを中央評議会の承認に付す。中央評議会は、パレスチナ人民がパレスチナの土地に完全な主権を回復するまで、この政府の暫定的性格を承認する。
3. 暫定政府はパレスチナ指導者、及び母国内外の有識者から構成される。
4. 暫定政府は、独立宣言、PLO の政治プログラム、及び PNC の諸決定を基礎にその政策を策定する。
5. PNC は、暫定政府成立までの期間、この政府の権限と責任を PLO に与える。

この暫定政府に関して、カッドゥーミ PLO 政治局長は、『『パレスチナ独立国』を実際に運営する暫定政権の樹立問題は、十分かつ広範に協議がなされなければならない。私としては、現在の情勢下では、時期尚早であり、時機にかなっていないと思う』と述べている。政治局長は外務大臣に相当する

---

(16) 『月刊中東研究』 No.325 (1988年12月) 55頁。

地位の立場にあり、その発言は重視される。したがって、まだ政府が存在していないことから、国家としての要素の一部を欠いている。しかし、国連総会によるパレスチナ国家の承認は、国家性をほぼ充足しており、国家の樹立の最終段階に達していることを認めたものであり、個別国家がパレスチナ国家を承認してももはや尚早の承認として違法となるものではないことを意味するものと考えることができるであろう。<sup>(17)</sup>

(続)

---

(17) 国連総会のパレスチナ国家の独立宣言を承認した法的位置と意義に関して、Jerome Segal, 'Does the State of Palestine Exist?', *Journal of Palestine Studies*, Vol. XIX, No.1 (1989) pp.28~31. また、Vera Gowlland-Debbas, 'Collective Responses to the Unilateral Declarations of Independence of Southern Rhodesia and Palestine: An Application of the Legitimizing Function of the United Nations', *B.Y.I.L.*, LXI (1990) pp.135~153 参照。